

一九五四年四月十日
才三種郵便物認可
(火、金曜日) 週二回発行

公報

第三号 (号外)

一九五六年

一月三十一日

主要目次

規則 頁

○宿日直手当支給規則の一部を改正する規則 1

○特殊無線通信士資格検定規程の廃止 1

規則

○規則才十三号

宿日直手当支給規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

一九五六年一月三十一日

行政主席 比嘉 秀平

宿日直手当支給規則の一部を改正する規則

宿日直手当支給規則(一九五五年規則才二十号)の一部を次のとおり改正する。

才一条を次のとおり改める。

才一条 宿日直勤務とは、正規の勤務時間以外の時間又は勤務を要しない日及び琉球政府職員の日付に関する立法(一九五二年立法才二号)に規

定する日に、本来の勤務に従事しないで行う防火防犯等庁舎内外の取締及び警戒、官職向の保管、宿日直中受領した事件の処理その他所属長の指示した事項の処理を目的とする勤務をいう。

2 勤務時間は、次のとおりとする。

一 宿直 午後五時から翌日の職員の出発時までとする。

二 日直 土曜日とは、職員の退庁時から午後五時までとし、勤務を要しない日及び休日は、登庁時から午後五時までとする。

才一条の次に次の一条を加える。

才一条の二 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員には、左に掲げる宿日直手当を支給する。

一 宿日直勤務をする病院の医師 一回につき百円

二 前号以外の職員 一回につき五十円。但し、宿日直勤務時間が六時間に満たないときは、二十五円とする。

附則

この規則は、公布の日から施行し、一九五五年十二月二十一日から適用す

告示

○告示才三十三号

電波法(一九五五年立法才八十号)の施行に伴い、同法施行日(一九五六年一月二十四日)から、特殊無線通信士資格検定規程(一九五四年告示才十二号)を廃止する。

一九五六年一月三十一日

行政主席 比嘉 秀平

発行所

行政主席官房文書課

(向春印刷社印行)